



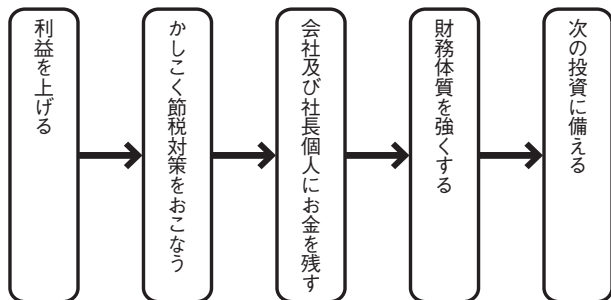
ネット販売事業者のための 会計・税務・経理の何でも相談室

第1回 消費税の節税方法

ネット販売の市場規模の拡大や参入業数の増加により、会計事務所に対する税金などの相談が増えてきている。当事務所でも多くの悩み・相談を受けているが、その中で、ネット販売業者には税理士のサービスに対して共通した悩みが多くあることがわかる。ここでは、そういったネット販売業における共通の会計・税務・経理についての悩みをピックアップし、解説を行っていく。今回はネット販売業者の頭を悩ませる「消費税の節税方法」について説明する。(※編集部から：前回まで「税務調査事前対策」をテーマに連載を行っていましたが、今回からテーマを変更しております)

消費税の節税対策で何か方法はないのか？

そもそも会社において節税対策を講じるメリットは、下記の図に示す。



【理想的な財務体質を強化する流れ】

上記のように財務体質を強化するために節税対策を行うが、その代表的なものとして、消費税の節税対策がある。節税対策まず消費税の節税対策を知るには、原則課税の仕組みを知る必要がある。原則課税とは、以下の式より算出される。

売上にかかる消費税(=売上代金とともに預った消費税)
 - 仕入にかかる消費税(=仕入代金や経費とともに支払った消費税)
 = 納付又は還付される消費税額

【消費税の免除される事業者】

ネット販売業者は、一種の預り金である消費税を国に納付する義務があるが、この義務が免除されている事業者がある。これを免税事業者といい、大きくは以下のパ

ターンで免税事業者になることができる。

- 法人成りによる節税
- 輸出免税を活用による節税
- 課税期間の売上高が、1000万円未満の事業者

【個人事業で申告するより法人で申告したほうが得するのか？(法人成りによる節税)】

基本的には2年前の事業年度の課税売上高が1,000万円を超える事業者は課税事業者、1,000万円以下である事業者は免税事業者となる。基本的には2年前の事業年度がない場合には、免税事業者となるが、資本金1,000万円以上で設立した法人については、第1期目から課税事業者となる。また、法人の場合には2年前の事業年度が1年未満である場合には、課税売上高を年換算して1,000万円以下かどうかを判定した上で、免除されるかどうか決定される。

つまり、法人成りの場合で、資本金が1000万円未満の場合、対象となる課税期間がないため設立2年間は、免税事業者となる。(※初期投資の多い場合には、課税事業者になることを選択した方が、有利になることもある)

【海外取引をしている事業は支払う税金が安いと聞いたのだが…(輸出免税を活用による節税)】

免税売上というものがあり、輸出売上を指す。同じ売上高でも、国内売上であれば消費税がかかり、輸出売上なら消費税はかからない。だからといって急に売上先を海外にシフトするというのは難しいが、こういう仕組みになっていることを知っておくことは非常に大切である。また、輸出取引に該当する範囲は以下のものになる。

- ①本邦から輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け
- ②外国貨物の譲渡又は貸付け
- ③国内及び国内以外の地域にわたって行われる旅客、貨物の輸送、通信又は郵便
- ④専ら国内及び国外の地域にわたって又は専ら国外の地

域の間で行われる貨物の輸送の用に供されるコンテナの譲渡、貸付けで船舶運行事業者等に対して行われるも又はそのコンテナの修理で船舶運行事業者等の求めに応じて行われるもの。

- ⑤外国船舶等の譲渡又は貸付けで船舶運行事業者等に対して行われるもの及び外国船舶等の修理で船舶運行事業者等の求めに応じて行われるもの。
- ⑥外航船舶等の水先、誘導、入出港、離着陸の補助又は入出港、離着陸、停泊、駐機のための施設の提供その他これに類する役務の提供で、船舶運行事業者等に対して行われるもの。
- ⑦外国貨物の荷役、運送、保管、検数、鑑定、その他これに類する外国貨物に係る役務の提供。
- ⑧非居住者に対する無形固定資産等の譲渡又は貸付け
- ⑨上記のほか非居住者に対する役務の提供で次に掲げる以外のもの
- イ、国内に所在する資産に係る運送又は保管
- ロ、国内における飲食又は宿泊
- ハ、その他国内において直接便益を享受するもの

青色申告とは何か？ 何か得するか？

青色申告とは、「申告納税制度」が適正に機能するためには、納税者の自発的な納税意欲と、納税者が継続かつ正しい記帳を行い、その記帳に基づいて所得を計算するということが基本的な前提となっている。そこで、自主的に正しい申告をするために一定の帳簿を備え付け正確な記帳を行っている納税者には、所得計算などにおいて、様々な特典が与えられるというものである。

【青色申告は節税効果が高い!?】

確定申告の種類としては、大きく3種類に分けられる。確定申告には「白色申告」と「青色申告」の2種類あり、「青色申告」は更に細かく分かれ、「10万円控除」と「65万円控除」の2種類に分かれる。その中で、最も節税効果が高いものは「青色申告」の「65万円控除」である。控除額とは、税額計算の対象となる所得から無条件に差し引いても良い割引の金額のことである。税額は所得から算出されるため、所得から差し引ける金額が大きいほど、税金は安くなる。所得が300万円以下の場合、白色申告では、帳簿をつける必要はないが、所得から差し引ける控除がないため、節税効果が薄くなってしまふ。また、青色申告では、「10万円控除」ではお小遣い帳レベルの簡単な帳簿で、「65万円控除」では、正規の簿記ルールにそった7種類前後の帳簿をつけて決算書を作成すると、それぞれ10万円、65万円の控除を受けることができる。

以下、代表的な青色申告のメリットだ。

特典事項	青色申告の場合	白色申告の場合
専従者給与	原則として全額必要経費に算入可能	配偶者専従者1人につき最高86万円その他専従者は50万円
現金主義	前々年分の不動産・事業の所得金額の合計が300万円以下の人について、現金主義による所得計算可能	配偶者専従者1人につき最高86万円その他専従者は50万円
純損失の繰越控除	翌年以降3年間繰越控除可能	変動所得または被災事業用資産の損失に限り、繰越控除可能
純損失の繰戻還付	前年分の所得に係る税金からの還付可能	適用なし
推計課税	帳簿調査に基づかない推計課税による更正はない	推計により更正を受けられることがある
更正の理由付記	更正通知書に、更正の理由の付記	更正の理由の付記は必要なし(理由は知らされない)
不服申立て	更正があった場合、異議申立てまたは直接審査請求の選択可能	適用なし
引当金	年度末の売掛金、債務に対して貸倒引当額の必要費算入可能	適用なし
低価法	棚卸資産について、低価法による評価可能	適用なし
青色申告特別控除	複式簿記により記帳する場合は65万円、それ以外は10万円の控除	適用なし
少額減価償却	取得価額30万円未満の少額減価償却資産に対して、業務の用に供した年に全額必要経費に算入可(上限300万円)	適用なし

(注意) 青色申告の適用要件を満たすとともに、税務署に対して事前の届出が必要なものもあります。

著者プロフィール



加地宏行(かじ・ひろゆき)

税理士。税務署・国税局・国税庁に約20年勤務した経験から、現在、税務調査としての実績は多岐に渡る。また、税務調査での情報発信を上げていく上で、『税務調査ネット』のホームページを2008年に立ち上げ、様々な業種から反響を呼んでいる。現在、加地グループの代表として税理士事務所・行政書士事務所等を運営する他、大阪商業大学などでも講師をしており、幅広い分野において活躍している。